

複数年にわたる委託契約へのスライド条項(賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について

これまで、複数年にわたる業務委託では、契約期間中の人件費、物品費の変動について、あらかじめ変動を想定して入札を行っているものとして、契約金額の変更は行っていませんでした。しかし、近年、最低賃金や物価指数の上昇は変動が大きく、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保の観点等から、既に工事契約で採用されている制度を参考に「スライド制度」を適用し、最低賃金、物価指数に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

1 制度概要

複数年にわたる業務委託において、最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

2 対象契約

(1) 香芝市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号及び第4号ロに該当する契約

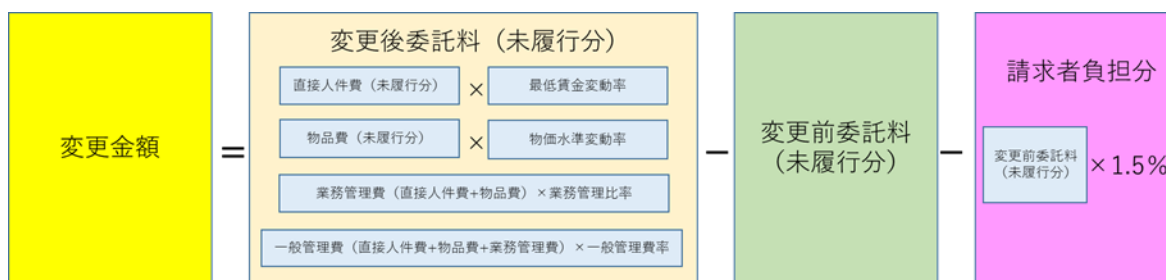
(2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約

のうち、次に該当する契約

庁舎管理業務、窓口・受付業務、給食調理配送業務に係る業務委託契約

※対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付し、当該特記仕様書において、連動する賃金水準、物価指数及び変更金額算出方法を明示しています。

3 契約金額の変更の考え方



履行開始日から12か月経過した基準日時点の最低賃金及び物価指数に基づいて計算した未履行分の委託料から、未履行分の委託契約金額、及び未履行分の契約金額に「1.5%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額「スライド額」とします。

※契約変更にあたっては、スライド協議の請求が必要です。請求書は、履行開始日から12か月経過後(2回目以降は前回スライドから12か月経過後)以降に提出してください。

4 導入時期

令和 6 年 1 月以降に入札公告等を行い、令和 6 年度から履行期間が始まる案件から導入します。

契約の変更は 1 年経過後からのため、実際に金額を変更するのは令和 7 年度からです。

※すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象となりません。

5 その他

変更契約の手続きの詳細については、別添の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項（賃金水準、物価指数の変動を反映した契約金額の変更）の適用の手引き」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

<個別の案件に関する事>

入札公告等に記載のある入札・契約担当課

<制度一般に関する事>

総務部管財課 TEL:0745-44-3338